

今月の税務トピックス (法人事業税の見直し)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

法人事業税の外形標準課税は、平成16年度に資本金1億円超の大法人を対象に導入され、平成27・28年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引き下げとあわせて、段階的に拡大されてきました。

外形標準課税の対象法人数は、①資本金1億円以下への財務会計上、単に資本金を資本剰余金への項目間での振り替える「減資への対応」及び②持株会社化・分社化による組織再編等による「100%子法人等への対応」を中心とした要因により、導入時に比べて数では約1万社、割合では約3分の2まで減少しています。これら要因による対象法人数の減少は、法人税改革の趣旨及び地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なう恐れがあり、問題視されていました。

令和6年度税制改正では、これら要因を企画した大企業への対応が行われました。

本稿では、これら対応についての概要と実務上の留意点について解説します。

I 令和6年度税制改正

1 減資への対応

その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が、減資によりその事業年度に資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金（これに類するものを含みます。以下単に「資本剰余金」といいます。）の合計額（以下「資本金と資本剰余金の合計額」といいます。）が10億円を超えるときには、原則として外形標準課税の対象とされます。

また、令和7年4月1日（施行日）以後最初に開始する事業年度については、前述した改正内容にかかわらず、令和6年3月30日（公布日）を含む事業年度の前事業年度（公布日の前日に資本金が1億円以下となっていた場合には、公布日以後最初に終了する事業年度）に外形標準課税の対象であった法人であって、その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とされます（地法72の2①ロ（1））。

2 100%子法人等への対応

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超

える法人（その法人が非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合を除きます。）又は相互会社・外国相互会社（以下「特定法人」といいます。）の100%子法人等のうち、その事業年度末日の資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額（公布日以後に、その100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合においては、その配当に相当する額を加算した金額）が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とされます。

また、この改正により、新たに外形標準課税の対象となる法人については、外形標準課税の対象となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額のうち、次に定める額を、その事業年度に係る法人事業税額から控除することができます（地法72の2①ロ（2））。

- ① 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度…その超える額に3分の2の割合を乗じた額
- ② 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度…その超える額に3分の1の割合を乗じた額

II 適用関係

上記I 1の改正は、令和7年4月1日に施行され、同日以後に開始する事業年度から適用されます（令和6年改正地法附則8の3の3）。

上記I 2の改正は、令和8年4月1日に施行され、同日以後に開始する事業年度から適用されます（令和6年改正地法附則8の3の4）。

おわりに

令和7年度税制改正大綱では、事業税の納税義務者である子会社の所在する地方団体が、所轄税務署長に対して法人事業税の賦課徴収において閲覧等できる法人税に関する関係書類の範囲に、国内に恒久的施設を持たない外国法人である事業税の納税義務者である子会社との間に完全支配関係があると認められる者（特定法人）に係る関係書類（貸借対照表・出資金関係図等）が追加されています。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。